

都道府県・指定都市から法務省に寄せられた要望事項への回答について

1 情報の共有等について

要望① 昨年11月に法務省から提供があった、再犯防止施策の指標に関する都道府県別の統計データについて、本年度も提供してほしい。

(回答)

当該統計データは、本年度も提供させていただく予定ですが、全ての数値が確定するのは8月末頃になる見込みです。そのため、提供時期が9月頃となることを御理解願います。

要望② 再犯防止施策の指標に関する統計データについて、都道府県別の数値だけでなく、市町村別の数値も提供してほしい。

(回答)

矯正統計年報など法務省で作成している統計データについて、市町村別の数値を提供できるようにするため、現在、法務省内で対応策を検討しているところですが、市町村別に集計するためには、システムの改修等が必要になるため、当面の間は、御要望にお応えすることが困難であることを御理解願います。

一方、警察統計に掲載されているデータのうち、市町村が再犯防止を推進する上で有用と認められるものについて、市町村が利用しやすい形で提供できる方策を検討中であり、これについては、本年中には、法務省から市町村に連絡できるよう作業を進めています。

なお、例えば、保護司数など、保護区（保護司会の単位）別で集計しているものも一部ありますので、それらについて御要望がありましたら、お手数ですが、最寄りの保護観察所にお問合せ願います。

要望③ 法務省との情報共有の場を継続して設けてほしい。

(回答)

現在、全国の地方公共団体との情報共有の場として、「都道府県再犯防止等推進会議」及び「市町村再犯防止等推進会議」を開催させていただいているところ、いずれの会議についても、今後も引き続き定期的開催する予定です。

加えて、これらの会議のほか、メール等による情報提供についても、引き続き、必要に応じて、行ってまいります。

要望④ 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室が担当する「市町村再犯防止等推進会議」と、法務省矯正局総務課更生支援室が担当する「矯正施設所在自治体会議」について、法務省の窓口を一本化してほしい。

(回答)

御要望を踏まえ、両会議に登録されている地方公共団体の御負担とならないようにできる限り配慮させていただきます。

要望⑤ 各自治体が策定した地方再犯防止推進計画について、共有してほしい。また、地方再犯防止推進計画の策定に当たってのマニュアルを示してほしい。

(回答)

現在、法務省において、各地方公共団体が策定した地方再犯防止推進計画のリンク集を、法務省ホームページ上に設けるための手続を進めています。

また、本年8月5日付けで、法務省において、主として市町村を対象とした、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を作成いたしましたので、御参照ください。

要望⑥ 再犯防止推進白書の提供を今後も継続してほしい。

(回答)

再犯防止推進白書については、昨年度に引き続き、本年度も各都道府県及び指定都市に提供させていただく予定です。

要望⑦ 他省庁から発出されたものも含め、再犯防止施策の推進に関連して発出された地方公共団体宛ての通達や指示等について、共有してほしい。

(回答)

御要望を踏まえ、今後、法務省において、該当する通知や指示等を取りまとめた上で、各地方公共団体に情報提供させていただきます。

要望⑧ 再犯防止の取組を進めるため、法務省が保有する支援対象者の個人情報を提供してほしい。

(回答)

地方公共団体において犯罪をした者に対する様々な支援を行う上で、犯歴、障害や疾病の有無、家族関係や交友関係、受刑中の行状などの情報をお知りになりたいとの御要望があることは承知していますが、他方、受刑者や保護観察対象者等の個人情報は、犯罪の経歴に関わる個人情報であり、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)(以下「行個法」という。)上の要配慮個人情報に該当することから、その提供に当たっては、慎重な検討を要することを御理解願います。

その上で、提供を希望される個人情報が提供可能かどうかは、当該個人情報の内容や当該個人情報を必要とされる事情等を踏まえ、行個法第8条第2項が規定する要件を充足するかを個別に判断させていただくこととなりますが、法務省といたしましては、地方公共団体における再犯防止施策の推進に資するよう、可能な限り、必要な情報を提供

させていただきたいと考えておりますので、個人情報の提供について御希望がありましたら、お手数ですが、最寄りの保護観察所等に御相談願います。

2 国による地方公共団体への財政的支援等について

要望⑨ 地方公共団体が行う再犯防止の取組について、国による財政的支援を検討してほしい。

(回答)

昨年度(平成30年度)から実施している「地域再犯防止推進モデル事業」(令和2年度に終了予定)における成果等を踏まえつつ、法務省において、地方公共団体が行う再犯防止の取組への財政的支援の在り方を検討することとしております。

要望⑩ 地域生活定着支援センターの業務量の増加に対応できるよう、その財政的支援について、厚生労働省と連携して検討してほしい。

(回答)

御要望を踏まえ、今後、法務省として、どのような支援を行うことができるか、厚生労働省とも連携しながら検討してまいりたいと考えています。

3 法務省の出先機関との連携等について

要望⑪ 法務省の出先機関の窓口を一本化してほしい。

(回答)

問合せ先が御不明な場合には、最寄りの保護観察所にお問い合わせいただければ、調整させていただきます。

4 地方公共団体に求められる役割等について

要望⑫ 地方公共団体に求められる役割や具体的な施策について、提示してほしい。

(回答)

現在実施している「地域再犯防止推進モデル事業」の取組例等を踏まえ、今後、国と地方公共団体の役割分担や連携の在り方、地方公共団体における効果的な取組等を成果物として取りまとめ、全国に情報共有することを予定しています。